

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

### 目次

告 示	ページ
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更の届出 ( " )	2
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 ( " )	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	3
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	3
○保安林の指定予定の通知 (10件) (治山林道課)	4
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (4件) (農業基盤課)	5
○土地改良区の定款変更の認可 (3件) ( " )	6
高知県労働委員会告示	
○あっせん員候補者の氏名等	6

### 告 示

#### 高知県告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成22年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970103747	居宅介護支援事業所 薗合同会社	高知市神田899-3	平成21年10月1日	居宅介護支援事業所 薗合同会社	高知市神田899-3	居宅介護支援
3970103754	株式会社 メディ・アシスト	高知市南竹島町16番地1	〃	デイサービス たけしま	高知市南竹島町16番地1	通所介護 介護予防 通所介護
3970103788	医療法人 弘仁会	高知市神田660-7	〃	岡林病院	高知市神田598	短期入所療養介護 介護予防 短期入所療養介護
3970500470	株式会社 ライズ	高知市春野町弘岡中357番地7	〃	デイサービス なごみ館	土佐市高岡町甲2190番地7	通所介護 介護予防 通所介護
3970500488	土佐市	土佐市高岡町甲2017-1	〃	土佐市デイサービス センター 陽だまり	土佐市高岡町甲1792-2	通所介護 介護予防 通所介護
3970103762	あんず合資会社	香南市野市町下井1297-9	平成21年10月5日	デイホーム ぼたん	高知市神田17番2	通所介護 介護予防 通所介護
3971000165	有限会社 沙羅	四万十市中村京町一丁目12番地1	平成21年10月10日	ヘルパーステーション ひな	四万十市安並1696-1	訪問介護 介護予防 訪問介護

				げし		
3970103770	有限会社 ケアコミュニケーション	高知市瀬戸二丁目13番47号	平成21年11月1日	居宅介護支援事業所ふれあい	高知市瀬戸二丁目13番44号	居宅介護支援
3970103796	訪問介護センターちか株式会社	高知市布師田2674番地1	平成21年12月1日	訪問介護センターちか株式会社	高知市布師田2674番地1	訪問介護介護予防訪問介護
3970300103	有限会社 西田順天堂東部店	安芸市港町一丁目1番14号	〃	デイサービスセンターあつたか	安芸市庄之芝町3-3	通所介護介護予防通所介護
3970900282	合資会社 サザンクロスしみず	土佐清水市グリーンハイツ416番651	平成21年12月11日	指定居宅介護支援事業所そらいろ	宿毛市山奈町山田宇大道6318番地	居宅介護支援
3970900290	〃	〃	平成21年12月22日	デイサービスポレボレ	〃	通所介護介護予防通所介護

高知県告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第1項、第82条第1項及び第115条の5第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成22年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 事業所の名称の変更

介護保険事業所番号	事業所の旧名称	事業所の新名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
3970100701	医療法人防治会勤労クリニック通所リハビリテーションセンター	勤労クリニック通所リハビリテーションセンター	高知市藪野北町三丁目2番28号	介護予防通所リハビリテーション	平成21年11月1日

2 事業所の所在地の変更

介護保険事業	事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	サービス	変更年月日

業所番号				の種類	
3970102038	居宅介護支援事業所パートナーズ	高知市種崎434番地	高知市種崎800番地	居宅介護支援	平成21年10月1日
3972500981	ヘルパーステーションらくあん	高岡郡佐川町甲1065-15 メゾンドふみ201	高岡郡佐川町甲1101番地	訪問介護介護予防訪問介護	〃
3970102905	デイサービスほうえい	高知市宝永町10-32	高知市東雲町4-10	通所介護介護予防通所介護	平成21年10月5日
3970300103	ヘルパーステーションあつたか	安芸市港町一丁目1-14	安芸市庄之芝町3-3	訪問介護介護予防訪問介護	平成21年12月1日
	西田順天堂居宅介護支援事業所東部	〃	〃	居宅介護支援	〃

高知県告示第293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成22年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3960190209	医療法人 川村会	高知市上町五丁目7-22	平成21年10月1日	訪問看護ステーションかがみ川	高知市上町五丁目7-22	訪問看護介護予防訪問看護
3960190324	有限会社 なのはなプラン	高知市介良乙3067番地6	平成21年10月31日	訪問看護ステーションなのはな	高知市介良乙3067番地6	訪問看護介護予防訪問看護
3970101923	有限会社 ケアコミュニケーション	高知市瀬戸二丁目13番47号	〃	居宅介護支援事業所ふれあい	高知市瀬戸二丁目13番44号	居宅介護支援

	ション			い		
39724 00448	有限会社 堀本	吾川郡仁淀川町 土居甲1014	平成21年11 月13日	有限会社 堀本	吾川郡仁淀川町 土居甲1014	福祉用具 貸与
39701 02806	株式会社 フレンド ライフ	高知市大津乙 114番地4	平成21年12 月31日	デイサー ビス白ゆ り	高知市大津乙 114番地4	通所介護 介護予防 通所介護
39604 90039	医療法人 つくし会	南国市大桶甲 1479-3	〃	居宅介護 支援事業 所おおそ ね	南国市大桶乙 1259-5	居宅介護 支援

**高知県告示第294号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成22年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日  
かぎやまデンタ 香美市土佐山田町宝町一丁目1 平22・4・1  
ルククリニック ー25  
WESTほね閣 吾川郡いの町駅前町220番地3 〃 〃 〃  
節クリニック  
病院通薬局いの 吾川郡いの町新町26番 〃 〃 〃  
店  
ハロー薬局須崎 須崎市中町一丁目3-4 〃 〃 〃  
店

**高知県告示第295号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成22年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦
- (2) 届出者の住所  
香川県高松市円座町1001番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ四万十店  
四万十市具同211ほか
- (4) 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
駐車場の自動車の出入口の数  
(変更前) 5箇所  
(変更後) 6箇所
- (5) 変更年月日  
平成22年7月23日
- (6) 変更理由

<p>地主との間で建物の補償金額が合わなかったため。</p> <p>2 届出年月日 平成22年4月15日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 四万十市商工観光課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p>	<p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字東平6の1・7の2・1517・字梅ヶ谷57（以上4筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡樽原町初瀬本村157、158、169、444、445、448から451まで</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樽原町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>
<p><b>高知県告示第296号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p><b>高知県告示第298号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p><b>高知県告示第300号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市山奈町山田字大向ヒロ5998の1</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>1 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町角茂谷字コイ1194から1197まで、3787のイ、3787の2、3788、3789の1、3789の2、3790から3793まで、字コイノアイ3797から3801まで、字アサノヲカ3814の1、字中ヒロサワ3817のイの8、3817の1、3817の6、3817の9、3817の17から3817の19まで、3818、3819の1、3819の2、3820の1、3820の2、字ユミ木谷1637、4049のイ、4049の2、4049の4、4049の6</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p><b>高知県告示第303号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡樽原町大向938</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樽原町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>
<p><b>高知県告示第297号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 香美市香北町白川字東平6の1、7の2、1517、字梅ヶ谷57</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p>	<p><b>高知県告示第299号</b></p>	<p>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樽原町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>

高知県告示第301号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡檮原町坪野田836、844
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第302号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町仕出原字大西ノ川706の10、706の17
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供す

る。)

高知県告示第303号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町川ノ内字シモカツラ653
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第304号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町江師字ユス谷796の25から796の29まで、796の86から796の97まで、796の127、796の129
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興

・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第305号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町下呉地字横ノ川山516の 4
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

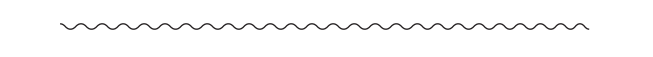
-----  
公 告  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市布師田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出があった。

平成22年 5月14日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
監事	前田 孝雄	高知市布師田2300
(就任)		
監事	飯田 義文	高知市布師田 496- 2



土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市一宮山崎丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出があった。

平成22年 5月14日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
----	-----	-----

(退任)  
 監事 橋本 秋穂 高知市一宮西町二丁目19-16  
 (就任)  
 監事 笹栗 薫浩 高知市一宮西町三丁目7-18

~~~~~  
 土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、四万十市具同第二土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
 平成22年5月14日

役名 氏名 住 所  
 高知県知事 尾崎 正直

(退任)  
 理事 濱田 敏彦 四万十市具同5297  
 " 中山 浩一 " " 8576-31  
 " 稲原 康功 " 森沢2798-イ  
 " 渡辺與志男 " 具同6752-1  
 " 尾崎 一夫 " " 7794-2  
 監事 尾崎 守 " " 4765-1  
 " 寺尾 雄幸 " 森沢2810-1

(就任)  
 理事 浅能 富喜 四万十市具同6882  
 " 藤本 守男 " " 5007  
 " 大橋 知 " 森沢2686  
 " 吉田 幸男 " 具同7774  
 " 渡邊 宏 " " 8019-上1  
 監事 植村 邦茂 " " 8428-11  
 " 大橋 更三 " 森沢2081

~~~~~  
 土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、吉原土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
 平成22年5月14日

役名 氏名 住 所  
 高知県知事 尾崎 正直

(退任)  
 理事 野村 則夫 香南市吉川町吉原 108-1  
 監事 中村 隆憲 " " " 1488  
 (就任)  
 理事 中村 隆憲 " " " 1488  
 監事 野村 則夫 " " " 108-1  
 " 亀川 正 " " " 859-1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、中村市具同第二土地改良区の定款の変更を平成22年4月27日に認可した。  
 平成22年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
 土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、中村市後川左岸土地改良区の定款の変更を平成22年4月27日に認可した。  
 平成22年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
 土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大野土地改良区の定款の変更を平成22年4月27日に認可した。  
 平成22年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

-----  
**労働委員会告示**  
 -----

**高知県労働委員会告示第1号**

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、あっせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

平成22年5月14日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員(公益委員)	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学名誉教授 高知県労働委員会委員(公益委員)	平成6年3月25日
山岡 敏明	弁護士 高知県労働委員会委員(公益委員)	平成6年3月25日
筒井早智子	高知県労働委員会委員(公益委員)	平成14年3月18日

藤原 潤子	社会保険労務士 高知県労働委員会委員(公益委員)	平成14年3月18日
西原 真一	高知県労働委員会事務局長	平成22年4月1日
中山 健二	高知県労働委員会事務局次長	平成18年4月6日
片岡 泰平	高知県労働委員会事務局審査調整員	平成20年4月3日
武政 澄夫	UIゼンセン同盟高知県支部常任委員会議長 高知県労働委員会委員(労働者委員)	平成14年3月18日
岡林 俊司	日本労働組合総連合会高知県連合会会長 高知県労働委員会委員(労働者委員)	平成16年3月18日
中谷 達美	高知県交通労働組合執行委員長 高知県労働委員会委員(労働者委員)	平成18年3月22日
田口 朝光	高知県労働組合連合会書記長 高知県労働委員会委員(労働者委員)	平成20年3月18日
森山 泰広	四国電力労働組合高知県本部委員長 高知県労働委員会委員(労働者委員)	平成20年9月4日
森 由枝	有限会社森総合労務センター代表取締役 高知県労働委員会委員(使用者委員)	平成16年3月18日
井戸 浩道	株式会社特殊製鋼所代表取締役社長	平成19年4月5日

	高知県労働委員会委員（使用者委員）	
水田 信幸	高知県経営者協会専務理事 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成20年3月18日
浜田 幸彦	株式会社浜幸取取締役会長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成21年6月4日
伊藤 秀誠	株式会社高知カー下代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成22年3月19日